

---

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

（総括・分担）研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

平成 18 年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 田島 良昭

厚生労働科学研究研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

平成18年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 田島 良昭

平成19（2007）年 4月

## 目 次

### I. 総括研究報告

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究-----	1
田島 良昭	

### II. 分担研究報告

1. わが国の矯正施設における知的障害者の実態調査 -----	6
藤本 哲也	
2. 触法等の障害者の社会復帰における更生保護と福祉等の連携に関する現状と課題-----	10
清水 義憲	
3. 虐犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状 -----	28
山本 譲司	
4. 現行制度における虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題---	37
酒井 龍彦	
5. 現行制度における虞犯・触法等の障害者の地域生活の現状と課題 -----	53
小野 隆一	

### III. 研究成果の刊行に関する一覧表 -----

### IV. 研究成果の刊行物・別刷 -----

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
(総括・分担) 研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究  
平成18年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 田島 良昭

研究要旨

罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

分担研究者氏名・所属機関名及び所属機関における職名

藤本 哲也 中央大学法学部教授 犯罪学博士

山本 譲司 株式会社大林組 東京本社PFI推進本部 顧問

清水 義恵 更生保護法人 日本更生保護協会 常務理事 事務局長

小野 隆一 宮城県社会福祉協議会地域福祉部 部長

酒井 龍彦 社会福祉法人 南高愛隣会 長崎障害者就業・生活支援センター 所長

A. 研究目的

罪を犯した障害者の自立促進にどう取り組むかをテーマに関係省庁と連携し、実践的モデル事業を実施し、その中で見えてくる課題について、解決をはかる。

B. 研究方法

罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析することを目的に3年計画の1年目では、次の通り分担研究者がそれぞれのテーマを設け、役割分担し研究を進めた。

藤本分担研究者のグループでは、財団法人矯正協会付属中央研究所や、法務省矯正局成人矯正課の協力を得て、我が国の矯正施設の現状を明確にするとともに、海外の動向についての研究を加味することで、研究の内容を深めることを目的に、平成18年度は、まず、「現状把握」に重点を置いて、「日本と海外の文献に見られる知的障害者の取扱い方の分析調査」、「我が国の矯正施設における知的障害者の実態調査」、施設参観の実施を行なった。平成18年度に実施した矯正施設における実態調査を基に今後、分析調査を行っていく。

山本分担研究者のグループでは、「虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状」をテーマに障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態を最近における刑事裁判の実例や罪を犯すに至った背景と経緯、裁判への福祉サイドの関わりについて調査した。

知的障害者が被告人である裁判の傍聴を数多く行ったところ、障害を全く配慮されずに機械的に刑務所

実情をまとめた。

清水分担研究者のグループでは、「触法等の障害者の社会復帰における更生保護と福祉等の連携に関する現状と課題」をテーマに更生保護施設の受け入れ態勢の実態と課題について、全国の更生保護施設を調査し、施設の職員体制、施設運営、処遇業務、制度面などの実態と課題について分析しました。

また更生保護と福祉との連携について分析し、障害者福祉との連携、あるいは移行に関する運用面と制度面の実情と課題、移行モデル事業の実施や「相互参入」の可能性についての検討を行なった。

その中で、引受人のいない知的障害受刑者の支援策を切り開くための問題定義を行なうとともに更生保護と福祉との連携を具体化する「合同支援会議」を立ち上げ継続的に行なうモデル事業につなげた。

小野分担研究者のグループでは、社会福祉施設における罪を犯した知的障がい者への支援内容について調査を行なう。

東北地区4県6施設に対し現在・過去において罪を犯した知的障害者への支援内容について当グループが作成した実態調査表をもとに調査し、その内容を検討・考察した。

また東北地区における矯正・更生保護施設での知的障害者への支援内容についても調査した。具体的には、仙台保護観察所・東北更生保護委員会・宮城刑務所・青葉女子学園（女子少年院）・神奈川医療少年院・更生保護施設「宮城東華会」を訪問して知的障害者への社会復帰に向けての処遇状況調査を行った。

更に矯正・更生保護事業内容を福祉現場職員に伝達することで、連携の有効性についての啓蒙活動につなげた。

連携項目についても①連携の時期 ②受刑中に福祉サービスを受けるための手続き③福祉サイド支援メニュー ④施設内の支援メニュー ⑤ケアマネジメントするための福祉行政の位置づけなどが、見出された。

矯正・更生保護機関との連携を行なっていくために保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院職員と研修会を2回実施し、福祉サービス内容（障害者自立支援法）について説明を行った

酒井分担研究者のグループでは、「現行制度における虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題」をテーマに社会福祉法人南高愛隣会におけるこれまでの実践事例と分析と、九州管内における罪を犯した障がい者の実態調査を行なった。

また研究協力者の宇和島病院との連携により同病院を受療中の精神障害者の中で、罪を犯したり反社会的行動を起した人の実態調査を行ない、精神障害者に対する医療福祉サービス分野における地域支援のあり方を模索した。

当グループにおいて、最も力を入れて取り組んだのは、罪を犯した障害者を実際に受け入れるための実践的なモデル事業への取り組みである。麓刑務所（鳥栖市）及び中津少年学院（中津市）との研究計画を作成し、矯正局と保護局と社会福祉法人南高愛隣会との受入れに向けての連携会議の開催、更に受け入れるための実践方法フローチャートの作成した。これに基づき関係機関による合同支援会議準備会を開催し、具体的に罪を犯した障害者を実際に受け入れるための実践的なモデル事業をスタートさせた。

、更に受け入れるための実践方法フローチャートの作成した。これに基づき関係機関による合同支援会議準備会を開催し、具体的に罪を犯した障害者を実際に受け入れるための実践的なモデル事業をスタートさせた。

### C. 研究結果

#### ○刑務所内の知的障害者又はその疑いのある受刑者調査の実施

財) 矯正協会附属中央研究所の本研究協力者2名が調査票等を作成し、法務省矯正局に当該調査を依頼する形式で調査した。調査結果は集計中である。また、今回の調査で対象外の非行少年につき、本調査と同様のものを検討中。

○麓刑務所及び中津少年学院へ研究計画書を送付し、実際に罪を犯した知的障害者を受け入れていく。法務省矯正局・保護局と受け入れ方法について具体的に協議を進め、実践方法のフローチャートを作成合同支援会議の開催と実践的モデル事業を開始する。

#### ○罪を犯した障害者の保護観察・更生緊急保護の実施例と課題の実態調査

保護観察の各種別（執行猶予あるいは仮釈放等）及び更生緊急保護（満期釈放等）における保護の実施状況を法務省を通じ調査予定。

○矯正施設、福祉施設、更生保護機関、更生保護施設との連携による支援モデル事業の試行を具体的な事例により検討。

仮釈放の準備期間から地域支援に載せる運用を試み実務上の可能性や制度上の問題点解明の手がかりを得る。平成18年度は仮釈放の調査、審理に当たる地方更生保護委員会、保護観察所、更生保護施設等の協力態勢を構築する。

#### ○罪を犯した障害者の実態調査

宮城刑務所、女子少年院（青葉女子学園）神奈川医療刑務所で背景と出所後の実態調査を実施。東北地区4県6施設の現地調査と対象者の福祉サービス等の調査を25ケースを対象に実施。

#### ○障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態調査

裁判から見えたのは、障害が全く配慮されずに、知的障害者が刑務所に送られてしまう刑事裁判の実態があり、彼らが罪を犯すに至った背景には、必ず「福祉の不在」があった。

#### ○八王子平和の家における事例と課題

第一審で実刑判決の知的障害者の身元引受人となり、八王子平和の家入所を条件に、判決は棄却、執行猶予判決に。福祉サイドの支援で実刑判決を避けることが可能と分かる。知的障害者を施設が受け入れた場合、支援体制等に課題があった。

### D. 考察

罪を犯した障害者の現状を調査し、分析する上でいろいろな課題が浮かび上がってきた。

具体的には、矯正施設から仮釈放されるときの本人の意思やその確認、身元引受人がいない場合の支援方法、福祉サイドは仮釈放前のどの段階から関わればよいのか、また受け入れてうまくいかなかつた場合はどうなるのか、本人が福祉サービスを受けるための援護機関は出身地なのか帰住地なのか、現在高齢化や減少が進む保護司の問題、法的な拘束力のない更生緊急保護についてなど、これから解決が必要な課題が多いことが把握できた。この課題を関係省庁と打ち合わせ、現場での実践を踏まえ問題解決の手立てをしていきたい。

#### G. 研究発表

平成18年度は、宮城県と長崎県で開催された福祉セミナーにおいて、当研究の主任・分担研究者がシンポジストとして参加し、当研究の目的や進捗状況、研究課題について発表した。



研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
なし					

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
分担研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究  
平成18年度 分担研究報告書

分担研究者 藤本 哲也

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

A. 研究目的

「罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図ることを目的」とする当研究の中にあって、わが藤本グループは、財団法人矯正協会付属中央研究所や、法務省矯正局成人矯正課の協力を得て、我が国の矯正施設の現状を明確にするとともに、海外の動向についての研究を加味することで、研究の内容を深めていきたいと考えるものである。

3年間にわたる当研究の初年度として、平成18年度は、まず、「現状把握」に重点を置いた。

- 1 「日本と海外の文献に見られる知的障害者の取扱い方の分析調査」
- 2 「我が国の矯正施設における知的障害者の実態調査」
- 3 施設参観の実施

B. 研究方法

(1) 我が国及び海外の文献に見られる知的障害者の取扱い方

- ・知的障害者と法律
- ・知的障害者と犯罪類型
- ・知的障害者と矯正処遇

(2) 我が国の矯正施設における知的障害者の現状

- ・矯正施設における知的障害者の数量的把握（現状）
- ・矯正施設における知的障害者の数量的把握（過去のデータ）
- ・矯正施設における知的障害者対策

(3) 矯正施設における実態調査

本調査内容の概要是、本報告末尾に添付した資料【添付資料1】を参照されたい。  
平成18年度に実施した実態調査を基に、今後、分析調査を行っていく予定である。

(4) 施設参観の実施

本研究を行うにあたり、まずは施設の現状を把握する必要があると考え、今年度は、積極的に国内の施設参観を実施した。

## C. 研究結果

- (1) 我が国及び海外の文献に見られる知的障害者の取扱い方
- (2) 我が国の矯正施設における知的障害者の現状

上記2点については調査研究を進めているところであるが、今後更なる研究が必要なため、また、本報告書で記載するには内容が膨大であるため、後日改めて報告させていただきたいと考えている。

### (3) 矯正施設における実態調査

本研究を進めるにあたり、その前提をなす受刑者の実態を把握すべく調査を行った。調査については、本研究協力者である財団法人矯正協会附属中央研究所の多田・北村両氏が調査票等を作成し、それをもとに本研究助言者である法務省矯正局の椿氏に当該調査を依頼する形式で実施した。調査の内容等の概略は、【添付資料1】の通りである。

その調査結果については、目下集計中であり、次年度以降本研究会に報告・提出する予定である。また、今回の調査で対象とはならなかった非行少年につき、本調査と同様のものを本研究において実施すべく検討中である。

### (4) 施設参観の実施

本研究を進めるにあたり、その前提となる知的障害者の処遇実態を理解・把握するには、まずは施設の現状を知る必要があると考え、今年度は積極的に国内の施設参観を実施することとした。

実施日・参観施設・参観者は下記の通りである。【日付順】

- ① 平成18年9月14～16日実施。(参観者：藤本・鮎田・三井・綿貫)  
社会福祉法人南高愛隣会・コロニー雲仙等の諸施設の参観と研究会の実施。
- ② 平成18年11月6日実施。(参観者：藤本・鮎田・三井・綿貫)  
神奈川医療少年院参観。
- ③ 平成18年12月20～22日実施。(参観者：北村)  
社会福祉法人南高愛隣会・中津少年学院参観。
- ④ 平成19年1月25～26日実施。(参観者：北村・鮎田・三井・綿貫)  
札幌刑務所参観。
- ⑤ 平成19年3月8～9日実施。(参観者：北村・三井・綿貫)  
知的障害者更生施設かりいほ参観。

## D. 考察

平成18年度に実施した研究の概要は上記のようなものであるが、これらの研究を通して、我が国の現状を研究していく上での基盤ができたと考えている。何よりも矯正・福祉の両方の施設を参観し、担当者の現場の声を直接聞く機会を持てたことが、今後の研究を文献研究に留まらない「生きた研究」となる基盤を提供してくれたと考えている。

## E. 結論

来年度以降は、今年度得た矯正施設における実態調査のデータに対する更なる分析を行うとともに、海外の動向に対する研究・視察を実施することで、更なる知見を深め、本研究に資する研究を実施していきたいと考えている。

【添付資料 1】「知的障害者」又はその疑いのある受刑者調査実施要領

1 調査対象等

(1) 調査対象施設

調査対象施設は、5部制の刑務所全庁及び女子刑務所1庁とする。

対象施設は以下表1のとおり。

表1

5部制 A	黒羽, 千葉, 静岡, 川越少
5部制 B	札幌, 宮城, 府中, 横浜, 名古屋, 京都, 大阪, 神戸, 広島, 高松, 福岡, 長崎
女子	麓

(2) 調査対象者等

平成18年10月31日現在（閉房時）収容されている受刑者で、以下表2の基準1～5に該当する者

表2

基準	想定される状態像	基準番号
CAPAS での IQ相当値 70 未満の者で、右のいずれかに該当する者	・医師診断により知的障害（精神遅滞、精神発達遅滞等を含む）の診断を受けた者	m判定 知的障害者 基準 1
	・医師による知的障害診断は受けていないものの、心理技官の判定により、DSM-IVにおける「精神遅滞」の診断基準に合致する者（この場合、個別知能検査が実施されていることが望ましいが、臨床判断のみでも差し支えない。）	知的障害者の疑い 基準 2
上記以外の者（CAPAS が実施未了であった者等）のうち、右	・医師診断により知的障害（精神遅滞、精神発達遅滞等を含む）の診断を受けた者	m判定 知的障害者 基準 3

基準	想定される状態像	基準番号
のいずれかに該当する者	・医師による知的障害診断は受けていないものの、心理技官の判定により、DSM-IVにおける「精神遅滞」の診断基準に合致する者 (この場合、個別知能検査が実施されていることが望ましいが、臨床判断のみでも差し支えない。)	知的障害者の疑い 基準4
<u>療育手帳を所持している（又は、所持していると申告している）者</u>		知的障害者 基準5

※ DSM-IVにおける診断基準は、PDFファイルで別添しています。

※ 本調査は、知的障害者の「疑い」のある者を含めて把握しようとするものですが、処遇指標の属性や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による通報の要否と関連なく判断して差し支えありません。

## 2 調査票

本調査は調査票が2種類あります。

それぞれの調査票のシートに「入力要領」がありますので、これに従って入力願います。

### (1) 分類担当者用調査票（調査①）

上記調査対象者に係る属性、性格特徴、帰住先などの分類情報について記入をお願いするものです。

### (2) 保護統括・処遇統括用調査票（調査②）

所属施設における知的障害及び知的障害の疑いのある受刑者に対し、それぞれの立場や業務内容から、どのような対策を講じているか等について記入をお願いするものです。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
分担研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究  
平成18年度 分担研究報告書

分担研究者 清水 義惠

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

A. 研究目的

触法等の障害者の社会復帰における更生保護と福祉等の連携に関する現状と課題

B. 研究方法

調査分析の計画

1 対象の定義、範囲を明確にする—知的障害の程度・発達障害の程度・自立的社会生活能力等（研究全体の共通テーマ）。

2 触法障害者の保護観察・更生緊急保護の実施例と課題

(1) 保護観察の種別及び更生緊急保護における実施事例の実態調査

- \* 居宅（社会生活の基盤）がある者と更生保護施設に委託された者の別。
- \* 矯正施設との連携（地域社会内への受け入れに至った状況）の実態。
- \* 福祉との連携（福祉支援への移行に至った状況）の実態、背景。

(2) 矯正施設からの受け入れ要請があったが受け入れに至らなかった事例の実態調査

- \* 数量的把握と分析
- \* 事例の把握と分析。
- \* 更生保護施設の実情・判断と保護観察所の調整・判断。
- \* 福祉との受け入れ調整の実態と福祉側の判断。
- \* 受け入れができない場合の最終的な措置（矯正施設の出所時点調査）。
- \* 地方更生保護委員会における仮釈放準備調査の視点からの検討（仮釈放に載せる—地域支援への移行調整機能—の検討）

3 更生保護施設の受け入れ態勢の実態と課題

- \* 施設の職員体制、施設運営の実態と課題

- \* 処遇業務の実態と課題
- \* 制度面の実態と課題

#### 4 更生保護と福祉との連携に関する制度面の実情と課題

- \* 障害者福祉との連携、あるいは移行に関する運用面と制度面の実情と課題
- \* 移行モデル事業の実施検討
- \* 「相互参入」の可能性についての検討

公的社会内処遇センター構想との関わりの検討

### C. 研究結果

#### I 更生保護の仕組みの概要について

1 更生保護の役割は、犯罪や非行をした人たちが再び過ちを犯さないよう、遵守事項の遵守という枠組みを設けながら、社会内において必要な指導監督、補導援護等を行い、その円滑な社会復帰、社会的自立を助けることがある。

その役割は主として4つの柱から成っている。

- |     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 第1は | A 矯正施設からの仮釈放による社会内処遇への円滑な移行,      |
| 第2は | B その社会内への円滑な移行のために行う帰住先の確保等の環境調整, |
| 第3は | C 社会内処遇の措置として実施される保護観察,           |
| 第4は | D 保護観察の対象とならない刑務所満期釈放者等の更生緊急保護    |

である。

その他の所掌業務を含めて概要を一覧すると次のようになるが、本稿では触法知的障害のある受刑者、少年院在院者、保護観察対象者等の地域支援への移行、連携という観点から更生保護の現状と課題を考えるという目的に沿って、上記のAからDの4つの局面を柱として検討する。

#### 〈更生保護の所掌業務概要〉

- ①仮釈放（刑務所・少年院からの刑期あるいは収容期間満了前の仮釈放）
- ②保護観察（犯罪・非行をした者の社会復帰のための指導監督と補導援護等）
- ③更生緊急保護（刑務所満期釈放等で他から保護を受けられない者の保護）
- ④環境調整（刑務所・少年院収容者の帰住後の受け入れ調整、相談等）
- ⑤医療観察（心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者の医療の確保等）
- ⑥犯罪予防活動

#### 2 更生保護の機関及び実務に当たる従事者等

更生保護の実務を担う機関は、上記の仮釈放に関する調査、審理、決定等を担う地方更生保護委員会並びに保護観察や環境調整、更生緊急保護の実施に当たる保護観察

所がある。地方更生保護委員会には委員が置かれていて、3人の合議体を構成して仮釈放の審理、決定をおこなう。また保護観察官も配置されており、仮釈放の審理のための調査を行うとともに、仮釈放の帰住地等の調整にも関わる。保護観察所には保護観察官及び社会復帰調整官が配置されているほか、法務大臣から任命される民間のボランティアである保護司が地域ごとに配置されている。保護観察官は上記の保護観察所の所掌業務に従事し、社会復帰調整官（原則としてPSWから採用）は医療観察に関する業務に従事する。保護司は保護観察や環境調整の活動に従事することとされており、公的な権限に関わるが、その本質は地域において隣人的支援という立場を生かして関わることにある。

### 3 地方公共団体の関わり

上記のとおり、国の機関及び個人として国の任命を受けてその権限に関わる保護司が更生保護に従事するが、地方公共団体についてはその事務として所掌されるものは制度上ない。

ただし、後述する更生保護事業については、更生保護事業法（平成7年法律第81号）により国と同様に地方公共団体も営むことができることとされている。また同法には地方公共団体が更生保護事業に協力できる旨が規定されている。

しかしながら、更生保護事業に対する地方公共団体の協力には様々な実績があり地域的支援を必要とする更生保護事業に大きな力となっているものの、地方公共団体が自ら更生保護事業を営んでいる例は存在しない。

なお平成19年度において、新たな制度として国の営む更生保護施設が北海道沼田町に創設され、旭川保護観察所の事務として、沼田町の農業就労支援との連携により運営されることとなっている。国の営む更生保護事業の新たな局面でもあり、地方公共団体の関わりの新たな局面でもあって、新たなモデルの開設として注目される。

### 4 更生保護法人

更生保護の従事者として大きな存在であり、欠くことのできない役割を担っているのが更生保護法人である。更生保護事業が民間の篤志的な事業として創設されたという精神的なルーツも含めた歴史的な経緯は社会福祉事業と共通したものがあり、実際にも篤志の創業者でそれぞれに共通して関わった人物が少なくない。

更生保護は社会内処遇として地域社会に生活基盤を得ながら自立、社会復帰することを支援するのが基本的な機能である。地域社会の生活基盤となるのは、住居、仕事、適切な人的関係（保護者等）である。

犯罪前歴があることによってその生活基盤を喪失している者は多く、それを確保することがなければ社会復帰支援は困難である。更生保護法人は民間の立場でこのようなニーズに対応し、更生保護事業法に定める更生保護事業を実施する法人である。

更生保護事業法において定められている更生保護事業は、「継続保護事業」、「一時保護事業」、「連絡助成事業」の三つがある。

このうち継続保護事業は、仮釈放等により保護観察に付されている者や満期釈放者などで保護を必要としているものを「更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊所を供与し、教養、訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に必要な生活指導を行い、環境の改善又は調整を図る等その更生に必要な保護を行う事業」である。

また一時保護事業は、上記の仮釈放等により保護観察に付された者に対し、「帰住をあっせんし、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その更生に必要な保護を行う事業（継続保護事業として行うものを除く）」である。

さらに連絡助成事業は、継続保護事業、一時保護事業その他の「更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業」である。

更生保護法人の設立及び事業の実施については国の認可を要する。更生保護法人は全国に163あるが、このうち継続保護事業のみを営む法人が98、一時保護事業及び連絡助成事業を営む法人が49、連絡助成事業のみを営む法人が15、すべての事業を営む法人が1となっている（平成18年4月1日現在）。

## 5 更生保護施設

前記4の更生保護事業のうち、社会復帰支援において最も重要な役割を担っているのは更生保護法人が営む継続保護事業であり、「更生保護施設」を設置して被保護者を宿泊させ、食事の給与、社会適応のための処遇プログラムの実施等の補導、就職の援助、生活自立に必要な知識・教養の訓練などを行っている。基本的にはこれらの処遇は保護観察所の委託によって実施されており、委託に要する経費は一人ひとりの委託実績に応じて支弁される。

全国に99の更生保護法人が営む101施設（ほとんどが1法人1施設で、2法人だけが2施設を設置し経営している。）があり、総収容定員は2,274人（うち男子2,106人、女子168人—平成18年4月1日現在）である。

多くは20人定員で、職員は委託費の積算上は4人である。その事業実績等は次の項において取り上げる。

更生保護施設は、歴史的に見ると戦前の司法保護事業法による刑余者保護を行う司法保護団体から、戦後の更生緊急保護法による更生保護会、そして現在の更生保護事業法による更生保護施設へと変遷してきているが、司法保護団体、更生保護会の時代には主として満期釈放者を保護の対象として社会福祉への橋渡し、何らかの保護や足がかりを得られるまでの過渡的で緊急的な保護を行う施設として位置づけられてきた。あくまでも社会福祉への橋渡しとして緊急的な保護を行うという性格の制度であった。これは戦後の制度創設時にGHQの意向として、収容して保護する施設が必要であれば一般の国民同様に生活保護施設などの社会福祉施設でまかなうべきであるとの主張があり、それとの妥協として、満期釈放者等について6か月以内の緊急措置として保護を行い、保護観察中の者については保護観察の指導監督や補導援護という社会復帰処

遇の一環ではなく応急的な救護措置として保護するという制度設計がなされたものである。したがって更生保護施設の受け入れる被保護者も満期釈放者中心であり、刑事政策的な機能として仮釈放者などを受け入れ、施設内処遇から社会内処遇への移行を進める処遇施設には発展し難かった。

またこの経緯から、自己完結的に社会的な自立を支援する機能として成熟せず、一方で社会福祉につなぐ機能も、実務の運用において更生緊急保護の制度の枠での対応優先という議論が犯罪前歴者を避ける傾向とない交ぜになって定着し、社会福祉と更生保護の間の谷間に広げ、その谷間に置かれる対象者が生み出されてきたとも言える。

その後、社会経済情勢の変容や刑務所出所者を受け入れる親族等の環境が弱まること、仮釈放者の受け入れ処遇施設としての機能を高める努力が施設関係者の努力で進められたことなどの経緯を踏まえ、平成8年に現在の更生保護事業法が施行されるに至って刑事政策における処遇施設としての位置づけが明確にされた。緊急的な保護や応急的な保護ではなく、保護観察における補導援護を国から委託されて実施できる機能も認められている。

しかしながら、施設の職員体制や施設の規模、予算上の委託期間などの実態は従前とさして変わっておらず、特に高齢や障害のある被保護者を社会的自立にまで支援する機能は弱く、またそういった被保護者を社会福祉の地域支援につなぐ仕組みが整備されていないという課題は依然としてある。高齢や障害を有する受刑者の増加が課題になっている現状において、更生保護施設が社会福祉事業を併せて営む方向に向かい、それだけの力量を備えることができるか、社会福祉施設が更生保護事業を併せて営む方向に向かうか、相互参入というそのいずれの考え方も制度、実態の両面から見ると言うべくして容易ではない。しかしながら実際の問題に即して、一人ひとりのケースに即して連携の実践例を積み重ね、そのスタディーを共有することで刑事政策と社会福祉の分野の連携策をさらに進めていくことはできるし、そこからの検討がまず必要であろう。

## 6 触法障害者の社会復帰支援と更生保護

本研究の知的障害のある矯正施設収容者を地域生活支援につなぐというテーマにおいて更生保護が関わる課題は、上記1に掲げたフェーズAの仮釈放の社会生活移行機能に対象者をのせていく運用、そして同フェーズBのAに先立って行う帰住先、引き受け先の調整、次いでそれに引き続くフェーズCの仮釈放後の保護観察における社会福祉との連携支援機能であり、そのほか満期釈放者等についてはフェーズDの更生緊急保護の機能である。

またこれらに先立つ大切な機能は矯正施設において知的障害者としての判定が、社会復帰あるいは地域生活支援ニーズの把握としてなされるところから始まらなければならないということもある。かつそのためには矯正処遇と社会福祉に共通した判定基準を構築する必要もあると思われる。しかしそれは現状において容易なことではなく、

現実的ではない。刑務所においてはその過剰収容状態の中で容易に手が及ぶことではないし、対象となる受刑者にしてもそれ以前の社会生活において療育手帳の発給などの支援対象から疎外され、捜査や裁判段階でもそのような個別的ニーズは顧みられることなしに累犯者として受刑に至っている人たちが少なくないのであり、それを矯正施設の処遇の見直しから検討するということでは議論が始まらない。

それは更生保護施設においても後述するように同様で、今回の調査において知的障害の分類に属する人たちを少なからず受け入れていることが把握できたが、その知的障害の支援ニーズを見据えて受け入れたのではなく、就労を含めた通常の社会生活が可能な人たちとして受け入れているのが大部分であると思われる。

この研究テーマが福祉サイドから提起されたことには大きな意義があるが、その意義を受け止めて上記の課題に取り組むためには、まず福祉サイドから支援モデルを示し、そこへつないでいく動きとして矯正施設、更生保護のフェーズA、B、Cの機能を立ち上げてみることが実際的であろう。

特に少なからぬ知的障害の受刑者が、本人から引受人や適当な帰住先を申し出ることができず、また引受人、保護者などから忌避されている場合においては、フェーズBの段階で更生保護施設の受け入れ調整が行われるのが一般であるが、社会生活適応能力を中心に受け入れの判断がなされている中では難しいこともある。もちろんかなりの障害を前提に更生保護施設が受け入れる場合もないではないが、委託期間に限度がある上、地域生活支援の専門的機能を有していない更生保護施設としてはその後の福祉施設との連携や移行が見込めない中で自己完結的な処遇の場としての受け入れ表明ができるがたいという現状がある。

そのためには、矯正施設入所当初において引き受け先がない対象者について、矯正施設の事例提起を受け、その地域支援を受け入れ得る福祉施設とフェーズBの環境調整を担う保護観察所と更生保護施設、フェーズAの仮釈放に載せる準備調査を担う地方更生保護委員会とが支援カンファレンスを開催する試みが必要と考えられる。そういうスキームで障害者福祉の専門家が矯正と更生保護のプロセスに入っていくことが本研究の問題提起が福祉サイドからなされたことの意義であろう。

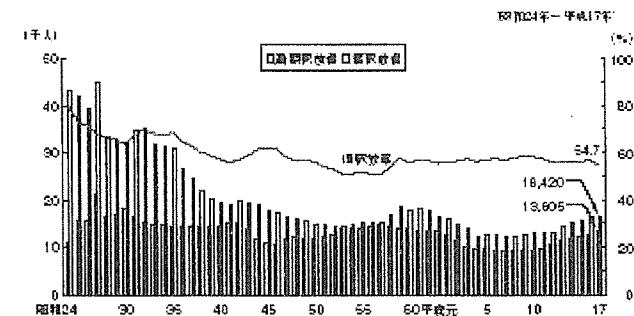
少なくとも更生保護施設において社会復帰、地域生活での自立支援まで見据えた処遇のあり方を検討し、構築していく重要な契機にもなると考えられる。

## II 「更生保護」が関わる人たち

前記Ⅰにより概観したところを数字によって以下確認しておくこととしたい（この項目で使用する資料は断りがない限り平成18年度版犯罪白書によっている）。

## 1 仮釈放・満期釈放の人員

2-6-1-1 図 出所使用者数、仮釈放率の推移



※ 1 仮釈放率とは假三歳以内に之る  
2 女子の假釈放者割合及び假釈放者数のデータについて(CD-ROM参照)

\* 受刑者の仮釈放による出所率はおおむね 55 パーセントであり、仮釈放による出所人員は 1 万 6,000 人を超えていている。

## 2 刑務所出所者の帰住地別の人員

2-6-3-2 図 出所者の帰住予定地別構成比

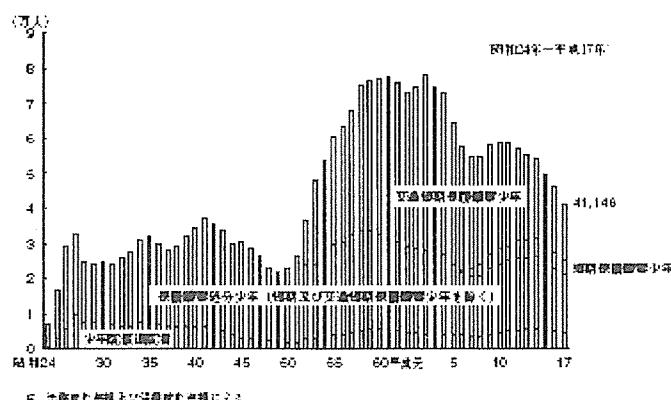


※ 1 假三歳以内に之る  
2 刑務所出所者、假釈放者、兄弟姉妹、他人、基準未満を含めたものを含む  
3 1 月又は満月である。  
4 1 回以内に假えられた回数、假釈放者を除き、回数は未だ假えられていないものを含む。

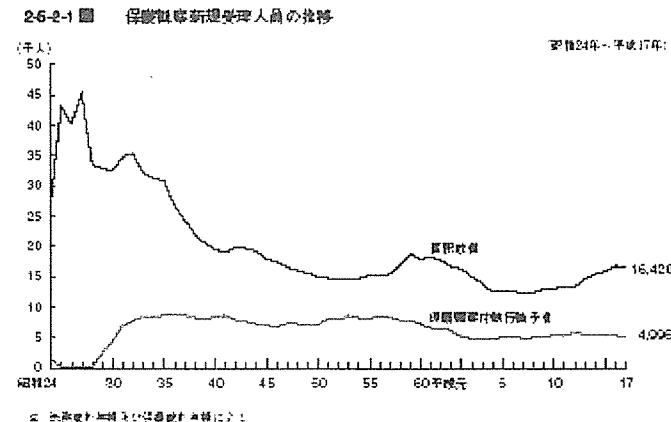
\* 引き受け先がなく更生保護施設を帰住地とする者が満期釈放者で 5 パーセント、仮釈放者で 23.3 パーセントいる。更生保護施設があることで社会復帰の足がかりを得ている者が多数に上っていることを示しているものである。

### 3 保護観察の人員

4-2-6-1 図 少年の保護観察新規受理人員の推移



2-6-2-1 図 保護監視新規受理人員の推移



### 4 更生緊急保護措置別の人員

2-6-3-1 表 拘置等・更生緊急保護の指図の対象者種別別実施人員

対象者の種別	保護觀察局において直施行う保証				更生保証等へ宿泊き付う保証の実施	
	総数	主な施設別人員			実施数	対象者種別
		食事券	衣料券	医療援助		
被 良 様	4,125	452	367	11	412	609 113
医 療 首 費	3,075	164	255	6	161	503 0
保 護 寄 付 銀 行 券 子 費	769	104	35	4	109	716
保 護 領 事 納 分 少 年	117	35	6	1	38	58 16
少 年 飲 酒 食 物 費	164	39	41	·	38	255 17
民 の 借 行 判 止	·	·	·	·	·	·
更 生 領 事 納 分	9,111	1,453	495	12	1,677	3,879
民 の 借 行 判 止	5,340	699	219	10	521	2,159
民 の 借 行 免 除	·	·	·	·	·	·
民 の 借 行 判 子	1,873	262	127	1	417	900
起 施 直 通	1,451	325	102	1	313	608
補 助 判 分 費	·	·	·	·	·	·
賃 金 - 租 利	275	62	21	·	75	91
方 位 出 場 - 直 出 場	157	19	16	·	19	72
少 年 飲 酒 - 直 退 院	5	1	·	·	2	25
抵 局	·	·	·	·	·	·

注 1 保証券が実施される  
2 有効の時間で受けた支度、それと並んで受けたもの  
3 「更生保護施設」、「施設外保護施設」、「半年から1年以内に受けたもの」  
4 「行方不明」、「見付」に付くと意味があり、行動できず